三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

①　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び平泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成四年一月十八日農林水産省告示第三十七号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成四年一月十八日農林水産省告示第三十七号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成四年一月十八日農林水産省告示第三十七号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十七年四月三日に消滅したものとみなされる。

平成二十八年一月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

岩手県西磐井郡平泉町平泉字南郷六一の二・六一の三・六六の一・六七の三・一四二の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、六九の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

①　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び平泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市大東町大原字払川八五の五・九九の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九九の一二、九九の五八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字払川八五の五、九九の六、九九の五八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

①　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十七年四月三日に消滅したものとみなされる。

平成二十八年一月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

1　登録番号　第18161号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類
Dahlia Cav.
4　登録品種の名称　BARBADOS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
DALINA GENETICS A／S
Gronnegyden 105, 5270 Odense N, Denmark

1　登録番号　第18162号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類
Dahlia Cav.
4　登録品種の名称　DATI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
DALINA GENETICS A／S
Gronnegyden 105, 5270 Odense N, Denmark

1　登録番号　第18163号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類
Dahlia Cav.
4　登録品種の名称　MAURITIUS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
DALINA GENETICS A／S
Gronnegyden 105, 5270 Odense N, Denmark

1　登録番号　第18165号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類
Dahlia Cav.
4　登録品種の名称　BOUNTY
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
DALINA GENETICS A／S
Gronnegyden 105, 5270 Odense N, Denmark

1　登録番号　第18172号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　月光
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
市村正義
茨城県鉾田市大戸568―1

1　登録番号　第18173号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　早咲きライムライト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
市村正義
茨城県鉾田市大戸568―1

1　登録番号　第18175号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ブルーステッキ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
小久保祥孝
栃木県鹿沼市油田町627

1　登録番号　第18180号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ハワイアンオレンジ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
葉山一幸
愛知県田原市小塩津町宮東13番地

1　登録番号　第18181号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ハワイアンパパイヤ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
葉山一幸
愛知県田原市小塩津町宮東13番地

1　登録番号　第18182号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ハワイアンパパイヤ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
葉山一幸
愛知県田原市小塩津町宮東13番地